



行
發
東京都

則の一部を改正する規則

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和5年7月12日東京都公安委員会規則第11号)の一部を次のようにより改定する。

附則 第1項 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 この規則の施行の日前に発生した犯罪に関する出頭した者の費用弁償については、なお従前の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則附則第2項の規定は、令和5年7月13日から適用する。

規則(公)

○警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

訓令(議)

○東京都議会議会局職員出勤記録整理規程の一部改正
○東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

指示(議)

○東京都議会公印規程の一部改正
○東京都議会議会局文書管理規程の一部改正

規則(公)

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明

●東京都公安委員会規則第7号

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規

●東京都議会議長訓令第一号

別表二十の項中「子の看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中三十一の項から四十八の項までを三十二の項から四十九の項までとし、同表三十の項中「一一」を「二二」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表二十九の項の次に次のように加へる。

二十一 子育て部分休暇

子部

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年）

東京都議会議長訓令第五号の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都議会議長 増子ひろき

第十四条及び第二十条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十二条を第三十四条とし、第三十一条を第三十三条とする。
第三十条中「及び第二十七条」を「、第二十七条及び第二十九条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条を第三十一条とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十九条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十七条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。
(子育て部分休暇を承認することができる職員)

第三十条 議長が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十八条の規定を準用する。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第三十五条 介護についての申出があつた場合における措置等については、条例第十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるの

は「請求」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十六条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七条の五の規定を準用する。

（附 則）

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規程第二十九条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

告示（議）

○東京都議会議長告示第二号

東京都議会公印規程（昭和五十一年東京都議会議長告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都議会議長 増子ひろき

第十二条第四項中「、書き損じ、汚損、破損」を削り、「人事異動等」を「人事異動、公印の改刻等」に改め、「ときは」の下に「速やかに、書き損じ、汚損又は破損により使用できなくなつたときは使用終了手続時に（公印管理者が求めたときには、その発生の都度）」を加え、「速やかに」を削る。

別記第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

第6号様式（第12条、第13条関係）

		文書記号・番号 年 月 日	
		公印管理者	
		公印	事前押印 刷り込み
		申請書	
		般	
		保管責任者 所属 職 氏名	
		(公印省略)	
		記	
		下記のとおり公印を 事前押印 刷り込み するので申請します。	
		対象文書	
文 書 の 種 類		文 書 の 用 途	
部 数	部 事前押印・刷り込み を必要とする理由	公 印 番 号	
刷り込みの場合の 本文の印刷の色	刷り込みの場合の 公 印 の 色		
備 考			
(申請受付時:公印管理者処理欄)			
申請受付年月日	承 認 年 月 日	公 印 管 理 者 事前押印・刷り込み 認	

第7号様式（第12条、第13条関係）

附 則

- 1 この告示は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示による改正後の東京都議会公印規程別記第六号様式及び第七号様式の規定は、施行日以後に行う同規程第十二条第二項（同規程第十三条第二項において準用する場合を含む。）の申請について適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。

◎東京都議会議長告示第三号

東京都議会議会局文書管理規程（平成十一年東京都議会議長告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都議会議長 増子ひろき

第十七条第三項中「余白」を「余白等」に改める。

第三十一条第一項中「いう。」の下に「（電磁的記録を除く。）」を加え、「、情報処理システムを利用して東京都の内部以外に施行文書（電磁的記録に限る。）を送信することについて法令等に定めがある場合又は局長が別に定める場合を除き」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、局長が別に定める場合は、この限りでない。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 施行文書（電磁的記録に限る。）には、東京都電子署名規則（令和四年東京都規則

第二百十六号）の定めるところにより、電子署名（同規則第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を付与しなければならない。ただし、同規則第三条第二項に規定する場合は、この限りでない。

第三十一条第三項中「第一項の」を「前二項の」に改め、「押印」の下に「又は電子署名の付与」を加え、同項第二号中「文書（）を「もの（）」に改め、同項第三号中「軽易な文書」を「軽易なもの」に改める。

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

発行	東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	都
電話 ○三(五三三二)一一一(代)	番号 163-8001
郵便番号 163-8001	
定価	三〇円
本号	三
一箇月 六、六〇〇円	鈴 印 刷 株 式 会 社
(郵送料を含む。)	東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
印刷所	三
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)	101-0051
郵便番号	